

青梅市新学校給食センター（仮称）等調理・配膳・配送業務
委託にかかるプロポーザル実施要領

1 目的

青梅市新学校給食センター（仮称。以下「センター」という。）の調理業務、青梅市立第二小学校（以下「第二小学校」という。）の自校方式調理業務、各小・中学校での配膳業務およびセンターと各小・中学校間の配送業務を一括して委託を行うに当たり、委託業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定することを目的とする。

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 契約期間および業務履行期間

(1) 契約期間

契約締結の日から令和14年3月31日まで

ただし、契約締結の日から令和9年3月31日までは開設準備期間とする。

(2) 業務履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 見積上限額

2,911,150,000円（消費税および地方消費税を含む。）

各年度の限度額（消費税および地方消費税を含む。）は次のとおりとする。

なお、開設準備期間に発生する費用については、令和8年度に含めるものとする。

(1) 令和8年度 61,259,000円

(2) 令和9年度 558,437,000円

(3) 令和10年度 562,232,000円

(4) 令和11年度 570,757,000円

(5) 令和12年度 574,354,000円

(6) 令和13年度 584,111,000円

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

ただし、参加資格の基準日は参加資格確認申請書の提出日とし、参加資格の確認後、受託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。

(3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

(5) 1日当たり5,000食以上かつアレルギー対応食の提供を実施している学校給食共同調理場において、5年以上の受託経験を有していること。

(6) 参加資格の基準日から起算し、過去5年間に学校給食調理業務や大量調理施設業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止等の処分を受けていないこと。

6 選考方法

青梅市新学校給食センター（仮称）等調理・配膳・配送業務委託にかかるプロポーザル選定委員会選定委員による提案内容の書類審査（一次審査）および書類審査を通過した上位3事業者に対しプレゼンテーションによる審査（二次審査）を行い、受託候補者を決定する。

7 選定スケジュール

手 続 等	期 限 等
(1) 実施要領配布	令和7年8月6日（水）から 令和7年8月29日（金）まで
(2) 参加資格確認申請書等の受付 期間	令和7年8月6日（水）から 令和7年8月29日（金）まで
(3) 参加資格確認結果通知	令和7年9月5日（金）
(4) 現場見学会申込み締切	令和7年9月10日（水）正午まで
(5) 現場見学会	令和7年9月12日（金）、16日 （火）
(6) 質問締切	令和7年9月19日（金）正午まで
(7) 質問回答期限	令和7年9月26日（金）午後4時 まで
(8) 企画提案書・辞退届提出締切	令和7年10月3日（金）正午まで
(9) 書類審査（一次審査）結果等 通知	令和7年10月20日（月）
(10) プレゼンテーション （二次審査）	令和7年10月23日（木）
(11) 選定結果通知	令和7年10月下旬
(12) 契約締結	令和7年11月下旬予定

8 参加資格確認申請書等の受付および結果通知

(1) 受付期間

令和7年8月6日（水）から令和7年8月29日（金）午後4時まで。

(2) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要書（様式第2号） 1部
- ウ 第5項（5）の状況が分かる資料※ 1部

※自治体名、最大提供食数、小中学校数、アレルギー対応食の提供食数、契約期間、受託内容等が記載されたパンフレット等でも可とする。なお、データ化したものを提出すること。

(3) 提出方法

電子メールのみとし、メール件名は「青梅市新学校給食センター（仮

称)等調理・配膳・配送業務委託プロポーザル参加資格確認申請(事業者名)」とすること。

なお、メール送信後、藤橋調理場へ電話にて送信した旨を連絡すること。

また、容量が大きい場合は、セキュアファイル交換サービス等を使用し提出すること。

(4) 参加資格確認申請書に対する回答

参加資格確認申請書等の提出のあった全ての事業者に対し、令和7年9月5日(金)までに様式第1号に記載するメールアドレス宛てに結果通知を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合の結果通知は、指名通知を兼ねるものとする。

9 現場見学会

(1) 申込み方法

現場見学を希望する事業者は、結果通知受領後、令和7年9月10日(水)正午までに、電話にて藤橋調理場にその旨連絡をすること。

ただし、本業務の実施場所であるセンターは、現在建設中であるため敷地外からの見学とし、第二小学校については、調理業務を行っているため、廊下側ガラス越しからの見学とする。

また、駐車スペースが限られているため、車で来所および来校する場合は1台までとする。

現場見学において、仕様書内容等に関する質疑は一切認めない。質問がある場合は、所定の期日までに質問書を提出すること。

(2) 実施日時

時間は発注者が別途指定する。

ア 青梅市新学校給食センター(仮称) 令和7年9月16日(火)

イ 青梅市立第二小学校 令和7年9月12日(金)

(3) 集合場所

ア 青梅市新学校給食センター(仮称) 現場事務所
東京都青梅市根ヶ布1丁目385番地の2

イ 青梅市立第二小学校西側校門前
東京都青梅市長淵4丁目437番地

(4) その他

ア 参考資料1「新学校給食センター配置図、各階平面図、立面図」、
参考資料2「新学校給食センター厨房機器配置図、厨房機器リスト」、
参考資料3「第二小学校給食調理場配置図」および参考資料4「第
二小学校給食調理場設置機器」を参照し、必要な場合のみ現場見学
会への申込みを行うこと。

イ 現場見学会への参加は、各事業者2名までとする。

10 質問および回答

(1) 質問方法

質問がある場合には、質問書（様式第3号）を電子メールにて藤橋
調理場宛てに提出すること。

なお、メール件名は「青梅市新学校給食センター（仮称）等調理・
配膳・配送業務委託プロポーザル質問書（事業者名）」とし、メール送
信後、藤橋調理場へ電話にて送信した旨を連絡すること。

(2) 質問期限

令和7年9月19日（金）正午まで

(3) 回答方法

全ての質問を集約し回答を付けて全事業者（回答日までに参加辞退
した者を除く。）に対し、令和7年9月26日（金）午後4時までに電
子メールで連絡する。

11 企画提案書等提出書類

(1) 会社概要書（様式第2号） 8部

第8項第2号イで提出したもの。

(2) 企画提案書（様式第5号および任意様式） 8部

企画提案書には、以下のアからクまでの項目および別紙「評価基準
表」に記載の各項目について記載し、様式第5号を1枚目に添付する
こととする。ただし、様式第5号は企画提案書から取り外せるように
すること。

ア 学校給食に対する考え方等

イ 調理等業務実施体制

ウ 調理等業務の円滑な運営

エ アレルギー対応食への対応、考え方等

- オ 衛生管理
- カ 危機管理
- キ 施設、設備等の維持管理
- ク 研修、教育、業務開始までの準備計画

(3) 見積書（任意様式） 原本2部、写し8部

本業務の金額（消費税および地方消費税を含めたもの。）と各年度毎の費用毎の内訳を明記したもの。

ただし、第4項の見積上限額を超えないこと。

※見積書原本（書式は任意）は代表者の印を押印し、封筒に入れて必ず封をしてから提出すること。

※見積書の写しについては、前記（1）および（2）と併せて提出するものとする。

(4) 注意事項

ア 企画提案書の書式は、A3判横片面左綴じとし、ワード、エクセルまたはパワーポイントで作成すること。

イ 企画提案書には、事業者名を記載しないこと。

ウ 企画提案書は、表紙および目次を除き、総枚数20枚以内とし、ページの番号を記載すること。

12 企画提案書等提出期限等

(1) 提出期限

令和7年10月3日（金）正午まで。

ただし、郵送の場合は令和7年10月2日（木）必着とする。

(2) 提出方法

全ての提出書類は紙ベースで提出することとし、直接持参または郵送とする。持参する場合は、事前に担当者と日時を調整すること。

なお、参考資料として作成した企画提案書の電子データについても、電子メールにて提出すること。メール件名は「青梅市新学校給食センター（仮称）等調理・配膳・配送業務委託プロポーザル企画提案書（事業者名）」とし、メール送信後、藤橋調理場へ電話にて送信した旨を連絡すること。

また、容量が大きい場合は、セキュアファイル交換サービス等を使用し提出すること。

ア 持参の場合

土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 8 時から正午までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間に直接持参すること。

イ 郵送の場合

(ア) 一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

(イ) 郵送する旨を事前に電話連絡すること。

(ウ) 本市は郵送事故について、責任を一切負わない。

13 書類審査（一次審査）

前項の提出期限までに提出された企画提案書等に対し、書類審査を行い得点の高かった上位 3 事業者を選出する。

14 プレゼンテーション（二次審査）

企画提案書等の書類審査の結果、上位 3 事業者のみプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 実施日

令和 7 年 10 月 23 日（木）

時程、会場等については、別途、書類審査の結果通知の際に指定する。

(2) 実施方法

企画提案書等にもとづいて行うこと。

なお、企画提案書等と異なる内容の説明や追加資料の配布などは一切認めない。ただし、企画提案書等に記載された内容について口頭やプロジェクター等による補足説明については認めるものとする。

(3) 実施時間

説明時間は 20 分以内とする。説明後の質疑時間は 20 分程度とし、準備、片づけに要する時間は各 5 分以内とする。

(4) 実施環境

投映用のプロジェクター（HDMI 対応）、接続ケーブルおよびスクリーンは市が用意する。

ただし、説明に当たり必要な機材は各者で用意すること。

(5) 参加人数等

3 名以内とする。

15 選定基準

- (1) 会社概要等（一次審査のみ。）
- (2) 学校給食に対する考え方等
- (3) 調理等業務実施体制
- (4) 調理等業務の円滑な運営
- (5) アレルギー対応食への対応、考え方等
- (6) 衛生管理
- (7) 危機管理
- (8) 施設、設備等の維持管理
- (9) 研修、教育、業務開始までの準備計画
- (10) 見積金額（一次審査のみ。）
- (11) 加点（二次審査のみ。）

本業務に臨む事業者の姿勢

16 選定結果

選定結果については、令和7年10月下旬に通知する（参加を辞退した者および不参加であった者を除く。）。

17 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 指定する提出期限後に提出したもの。
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの。
- (5) 見積上限額および各年度の上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- (6) 見積書の金額を訂正したもの。
- (7) 見積額と内訳の金額が合致しないもの。
- (8) 見積書の項目および数量等を変更したもの。

18 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 本件プロポーザルへの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。

- (3) 選定結果についての異議の申立ては認めない。
- (4) 本件プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）をもって企画提案書等の提出期限までに提出すること。
なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札・契約等において不利益は生じない。
- (5) 提出書類については、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開対象となる。
- (6) 契約書は青梅市の標準契約書を使用する。標準契約書の様式は青梅市ホームページに掲載しているため内容を確認すること。
- (7) 本件プロポーザルに関する仕様書等は、青梅教育委員会の承諾なく複製すること、および本件プロポーザルにかかる見積以外の目的に使用することを禁ずる。

19 担当および連絡・提出先

青梅市教育委員会 学校教育部 学校給食センター（藤橋調理場）

郵便番号 198-0022

所在地 東京都青梅市藤橋3丁目4番地

電話番号 0428-22-1111（内線5648）

電子メールアドレス div7040@city.ome.lg.jp

開庁時間 午前8時から午後4時45分まで

以 上